平成２２年（フ）第３４号
茨城県古河市諸川1269番地１　ヒサミツコーポＢ―103、前住所茨城県日立市弁天町１丁目８番18―102号
債務者　永山　秀玲（旧姓長山）
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４１号
茨城県筑西市小川1475番地13　Ｋ１ハウス103、前住所茨城県桜川市上野原地新田428番地
債務者　深谷佐知子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４６号
茨城県桜川市真壁町細芝36番地　市営細芝第２住宅２号室
債務者　吉田　惠子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５２号
茨城県筑西市関本上1895番地１
債務者　杉山三代子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第６６号
茨城県古河市小堤2102番地１
債務者　森田　祐治
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第６７号
茨城県結城市城南町１丁目３番地２ルナフロース201、前住所茨城県結城市大字結城9637番地１　アビタス城西Ｅ棟401号
債務者　小川由美子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２１８号
富山県氷見市北大町12番46号
債務者　中山　洋志
１　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２９２号
富山県射水市三ケ1550番地14
債務者　園部　俊秋
１　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２９３号
富山県射水市三ケ1550番地14
債務者　園部　妙子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３２号
富山県小矢部市石動町１番30号
債務者　白川富美子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３５号
富山県高岡市中川本町６番17号
債務者　大石　一男
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２３号
長野県木曽郡木曽町福島6229番地２　福島団地１棟108号
債務者　奥原　早苗
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７６号
愛知県江南市宮田町平和163番地
債務者　小濱　順司
１　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８６６号
京都市中京区聚楽廻松下町４番地３　マンション聚楽205号
債務者　河岸　愛子
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６号
京都市下京区松原通大宮東入北門前町735番地　大宮コーポ105号室
債務者　桑原　詠希
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
京都府木津川市梅美台１丁目３番地７　レオパレスビューヒルズテン207号
債務者　道野　　弘
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
京都市北区上賀茂朝露ケ原町10番地　上賀茂ＦＬＡＴ101
債務者　西本　啓三
１　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係